

雇用調整助成金が変わりました

2013年4月1日から雇用調整助成金が下記の通り変更になりました。なお、岩手・宮城・福島県の事業所は2013年10月1日から変更になります。

(1) 中小企業緊急雇用安定助成金を雇用調整助成金に統合

助成の仕組みはこれまでと同様です。

(2) 助成率の引き下げ

2013年3月31日までの判定基礎期間			2013年4月1日以降の判定基礎期間から	
大企業	2 / 3	労働者を解雇しなかった場合 障がい者を休業させた場合	大企業	<u>1 / 2</u>
		3 / 4		
中小企業	4 / 5	労働者を解雇しなかった場合 障がい者を休業させた場合	中小企業	<u>2 / 3</u>
		9 / 10		

労働者を解雇しなかった場合・障がい者を休業させた場合も同様の助成率になります。

(3) 教育訓練（事業所外訓練）を実施したときの加算額の引き下げ

2013年3月31日までの判定基礎期間		2013年4月1日以降の判定基礎期間から	
大企業	4,000円	大企業	<u>2,000円</u>
中小企業	6,000円	中小企業	<u>3,000円</u>

事業所内訓練の加算額は変更ありません。